き及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。）、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等」とあるのは「即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起が、裁判所の規則の定めるところにより、当該即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起」と、「当該書面に記載され、又は当該」とあるのは「当該」とする。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第十四条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「とともに」を「並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に」に改める。

第四条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について同条第三項の規定による措置をとつて、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第二百五条第三項」に改める。

第五条中「記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む）」を「刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という」に、「）は、」を「）は、検察官若しくは司法警察員が」に改め、同条ただし書中「検証の嘱託」を「電磁的記録提供命令又は検証」に、「又は裁判官からする」を「若しくは裁判官が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行う」に改める。

第八条第四項中「勾引に」の下に「ついて」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第九条の見出しを「（書類等の提供等）」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二　その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三　その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

第九条に次の一項を加える。

2　前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十一条第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

（刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正）

第十五条　刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三条第一項中「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「その申立ての書面」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に、「書面が送付された」を「送付がされた」に、「はじめから」を「初めから」に改め、同項に次の各号を加える。

一　参加の申立てが前項の書面によりされた場合　当該書面に記載されている事項を記録した電磁的記録（第十二条の規定により適用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五十四条の四ただし書の場合にあつては、当該書面）

二　参加の申立てが第十二条の規定により読み替えて適用する刑事訴訟法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されている前項の書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第十二条の規定により適用する同法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている同項の書面に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）

第三条第三項ただし書中「第一項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第六項中「きき」を「聴き」に改める。

第六条第一項中「（昭和二十三年法律第百三十一号）」を削り、同条第二項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「さらに」を「更に」に改める。

第十条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第四項中「及び第四十条」を「、第四十条、第四十条の二及び第五十四条の三」に、「代理人に」を「代理人について」に改める。

第十二条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十四条の二第一項及び第二項中「この法律の」とあるのは「この法律又は刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の」と、同項中「その他の」とあるのは「、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法その他の」とする。

第十三条第三項中「きき」を「聴き」に改め、同条第五項中「行ない」を「行い」に改め、同条第八項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改め、同条第九項中「行なう」を「行う」に改める。

（刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第十六条　刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「さん橋賃」を「桟橋賃」に、「裁判所が相当」を「裁判所書記官が相当」に、「裁判所が支給」を「裁判所書記官が支給」に、「おいて裁判所」を「おいて裁判所書記官」に改める。